

新旧対照表（第1章 「総合取引約款」 第1節 総合取引）

施行日 2024年1月4日

新（改正後）	旧（改正前）
<p>第1条 （約款の趣旨）                      〽 （現行とおりのり）</p> <p>第2条 （総合取引の利用）</p> <p>第3条 （申込方法等）                      （1）～（8） （現行とおりのり）                      （削除）</p> <p>第4条 （届出印）                      〽 （現行とおりのり）</p> <p>第5条 （印鑑照合等）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第1条 （約款の趣旨）                      〽 （省略）</p> <p>第2条 （総合取引の利用）</p> <p>第3条 （申込方法等）                      （1）～（8） （省略）                      （9）すでに総合取引を契約済のお客様が、第10章に定める未成年者口座または課税未成年者口座（本項において、これらの口座をあわせて「未成年者口座等」といいます。）における取引を行う場合は、別途、以下の書類を提出することによって、未成年者口座等における取引を申し込むものとし、かつ、当社が承諾した場合に限り未成年者口座等における取引を開始することができます。</p> <p>① 未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書</p> <p>② お客様の氏名、生年月日、住所および個人番号等を確認する書類</p> <p>③ お客様の法定代理人以外の者が第10章第22条第1項の代理人となる場合には、同条第4項に定める当該代理人の代理権を証する書類</p> <p>第4条 （届出印）                      〽 （省略）</p> <p>第5条 （印鑑照合等）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>